



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可  
.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件).....  
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一
- 都道の区域変更.....(建設局道路管理部路政課).....四
- 都道の供用開始.....(同).....六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定.....  
.....(建設局道路管理部監察指導課).....六
- 特定非営利活動法人の認定.....  
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....六
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効.....  
.....(同).....六
- 市街地再開発組合の理事長の就任.....  
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....七
- 事業協力者の公募.....(同).....七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一  
件).....(産業労働局商工部地域産業振興課).....七

告示

●東京都告示第七百七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十  
九条第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理  
組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第四  
項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一  
日まで

三 施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一  
部

四 事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一  
部

五 設立認可の年月日

平成二十一年三月二十四日

六 変更内容

事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長す  
る。

七 変更許可の年月日

平成二十九年十二月六日

●東京都告示第七百七十六号

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり(足立区新田一  
丁目地内)

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり(足立区新田一  
丁目地内)

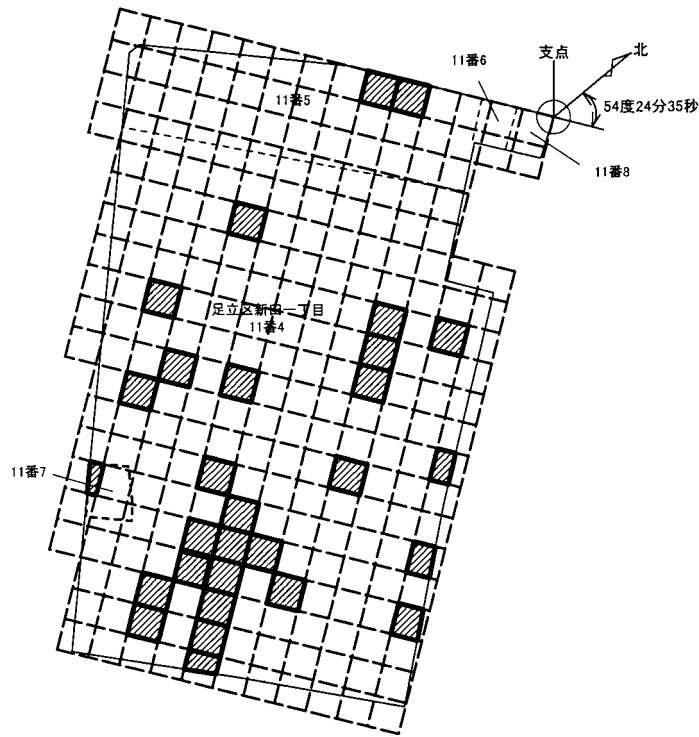
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその  
化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区新田一丁目11番8の最北端とする。

【格子の回転角度(54度24分35秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

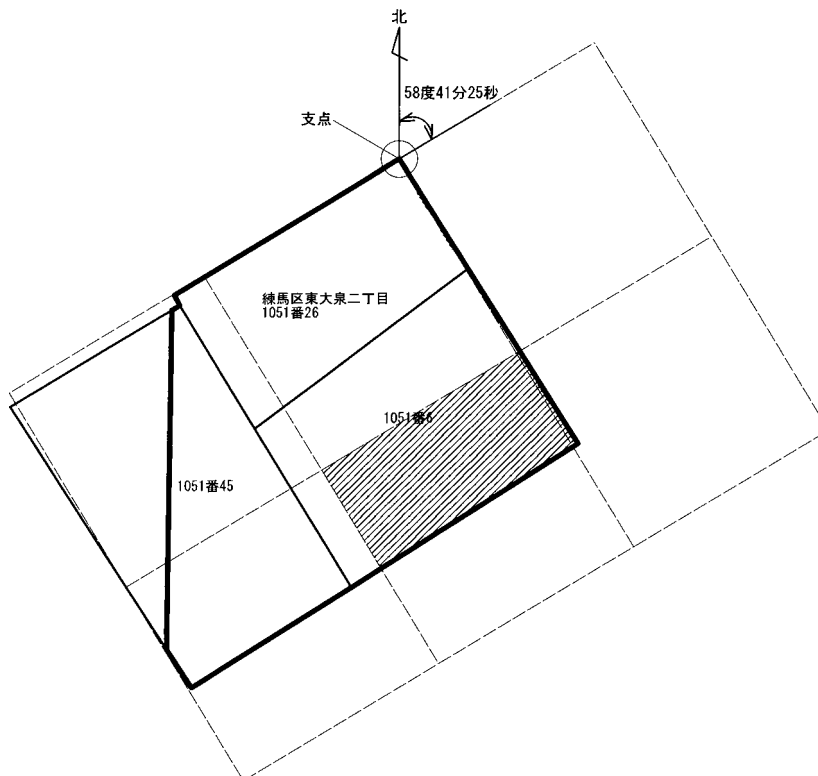
平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区東大泉二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、練馬区東大泉二丁目1051番26の最北端とする。

【格子の回転角度（58度41分25秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十八号

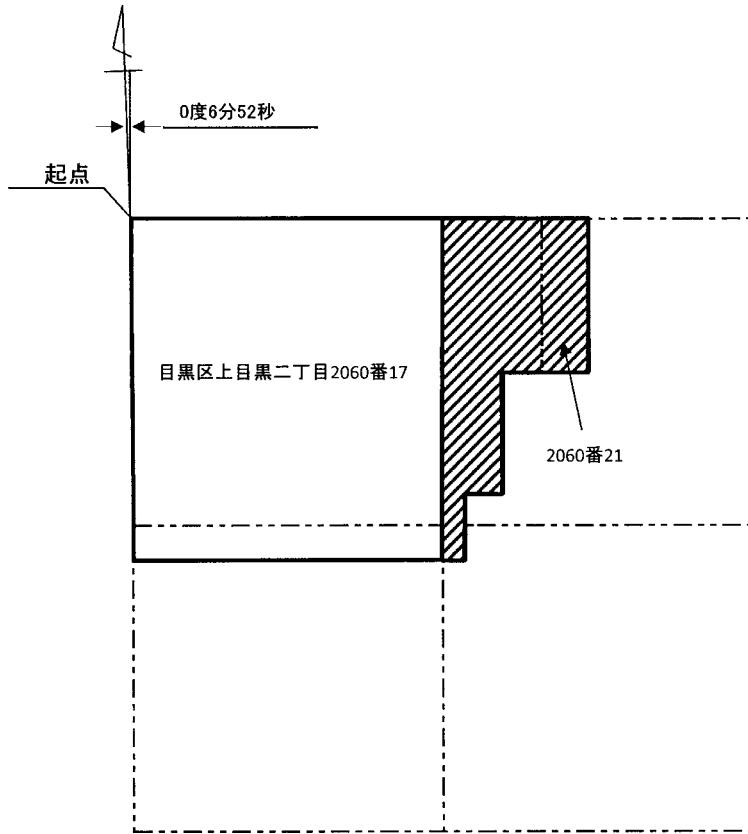
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区上目黒二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



**【凡例】**

	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	筆境界
	単位区画

**【起点】**  
 起点は、調査対象地(目黒区上目黒二丁目2060番17)の最北端とする。

**【格子の回転角度:0度6分52秒】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 十里木御嶽停車場

二 変更の区間 青梅市御岳二丁目五百十四番一地从先から同所五百十六番一地从先まで

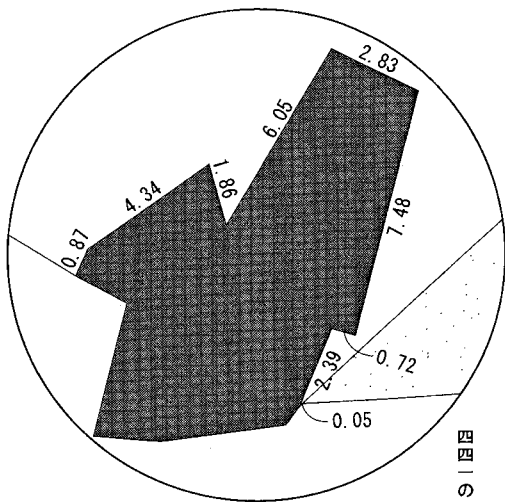
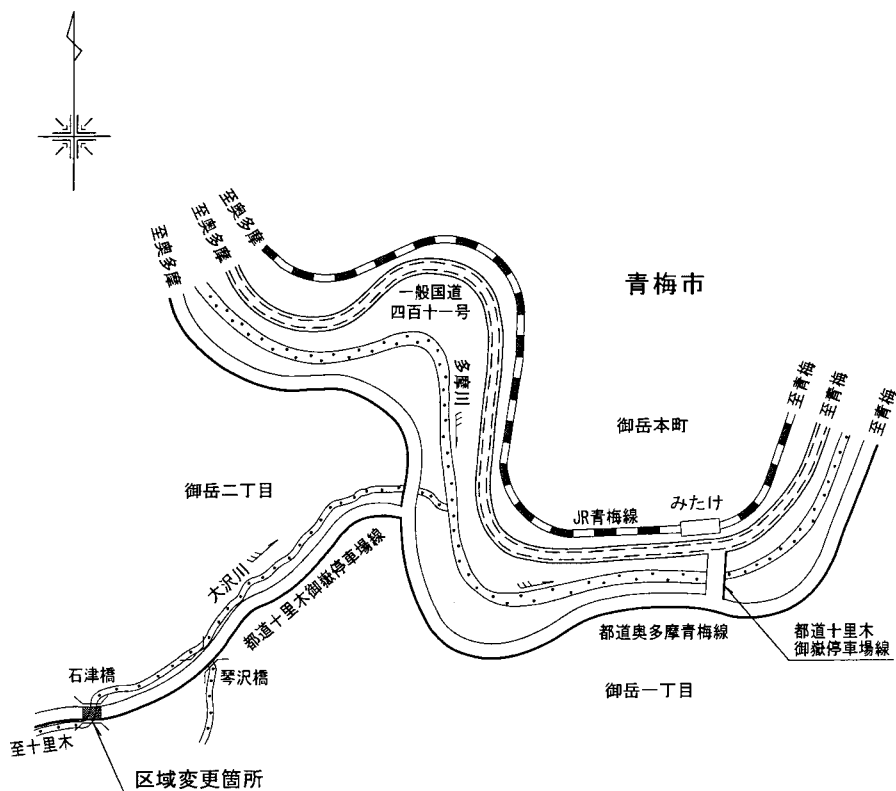
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

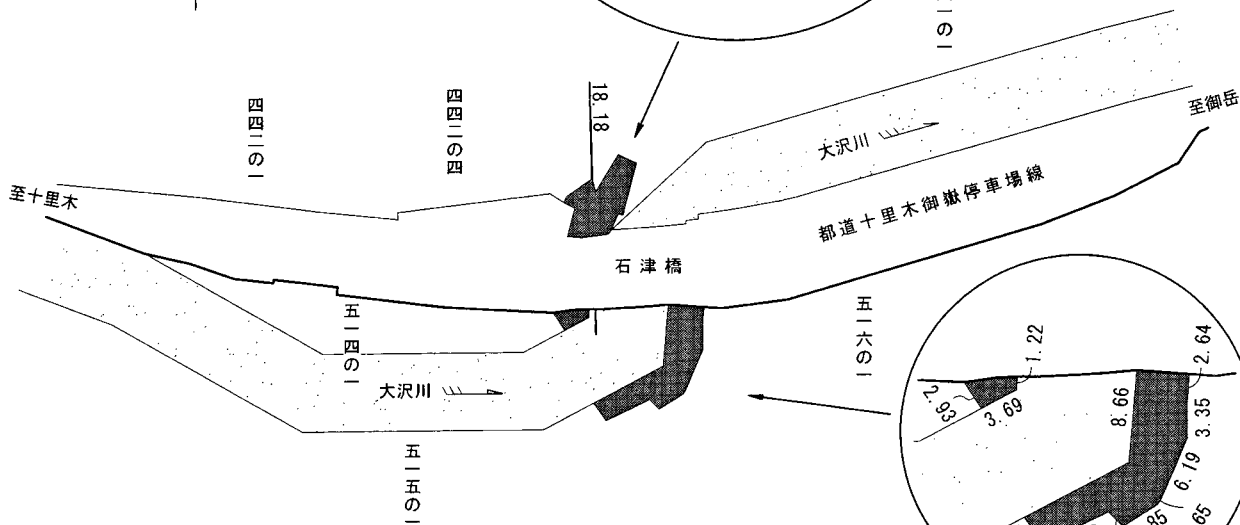
都道十里木御嶽停車場線区域変更略図  
青梅市御岳二丁目地内



延長 二〇・〇一メートル  
面積 一六五・二三 平方メートル



青梅市  
御岳二丁目



●東京都告示第七百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 十里木御嶽停車場

二 供用開始の区間 青梅市御岳二丁目五百十四番一地从先から同所五百十六番一地从先まで

三 供用開始の期日 平成二十九年十二月六日

●東京都告示第七百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

十里木御嶽停車場

二 占用を制限する区間

青梅市御岳二丁目五百十四番一地从先から同所五百十六

番一地从先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月七日

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人パルシック

二 代表者の氏名

井上 禮子

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町一丁目七番十一号 東洋ビル

四 認定の有効期間

平成二十九年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人マドレボニータ

二 代表者の氏名

吉岡 正枝

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿一丁目十五番九号 シルク恵比寿

四〇三

四 認定の有効期間

平成二十九年十一月十六日から平成三十四年十一月十五日まで

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人農商工連携サポートセンター

二 代表者の氏名

大塚 洋一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだプラットフォームスクウェア

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十九年九月五日

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

米山 啓二

二 住所

豊島区東池袋四丁目二番二号

事業協力者の公募について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る事業協力者の公募について、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月六日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業  
施行予定者 東京都  
東京都知事 小 池 百合子

一 公募の目的

本事業に民間の事業者の経験、能力等を活用し、確実な事業運営を図るため、施設計画等の企画提案を行わせる事業協力者を公募する。

二 公募により事業協力者に企画提案を行わせることとなる土地の存する地域の名称及び面積に関する事項

(一) 地域の名称 港区高輪二丁目、芝浦四丁目及び港南二丁目各地名

(二) 面積 約一・三ヘクタール

三 公募により事業協力者となることができる者に必要な資格に関する事項

事業協力者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 将来、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る特定建築者（以下「特定建築者」という。）に応募する意向を有すること。

(二) 事業協力業務を完遂できる資力及び信用を有すること。

(三) 東京都及び地元権利者とともに事業に取り組む意欲を有すること。

(四) 住宅、業務、店舗等の企画、運営及び処分等に関する豊富な経験及び能力を有すること。

(五) 複合用途（住宅・業務・商業）の施設建築物に係る市街地再開発事業の参加実績を有すること。

四 応募参加希望表明書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所（提出は、郵送により受け付ける。）

郵便番号 一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

平成二十九年十二月十三日（当日消印有効）

五 事業協力者募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>

六 事業協力者募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課都市施設担当

電話番号 〇三（五三二〇）五四六四

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月六日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
ア メットライフ・JTB新宿スクエ

二 店舗所在地  
新宿区新宿三丁目一番二十号

三 設置者名  
三井住友信託銀行株式会社ほか一名

四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更を行った設置者名  
三井住友信託銀行株式会社

六 変更前の設置者の代表者名  
常陰 均

七 変更後の設置者の代表者名  
橋本 勝

八 変更日  
平成二十八年十月一日

九 届出日  
平成二十九年十一月二十日

十 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間  
平成二十九年十二月六日から平成三十年四月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年十二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
ア メットライフ・JTB新宿スクエ

二 店舗所在地  
新宿区新宿三丁目一番二十号

三 設置者名  
三井住友信託銀行株式会社ほか一名

四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更前の開店時刻  
午前九時

六 変更後の開店時刻  
二十四時間営業ほか

七 変更前の閉店時刻  
午後十時四十五分

八 変更後の閉店時刻  
二十四時間営業ほか

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時十五分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
二十四時間

十一 変更日  
平成三十年一月一日

十二 届出日  
平成二十九年十一月二十日

十三 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間  
平成二十九年十二月六日から平成三十年四月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001